

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（150）

2. 日時：令和4年5月24日（火）10：00～11：10

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、北嶋推進官、高橋係長、山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他8名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第53条（BDBAを超える事象への対応）に関する説明があった。本日説明を受けなかった内容については、次回以降のヒアリングにて内容を確認する。

- ・原子炉へのアクセス方法等の対応について、対応者、対応の優先度、時系列を整理し説明すること。
- ・ナトリウム火災への対処について、漏えい箇所を地下・地上で区別して、定性的な対応方法の評価をまとめ説明すること。また、雨天等の対応についても合理的で無理のない説明とすること。
- ・航空機衝突の際には、火災対応以外に、救護班による救護活動も必要となる。救護班の位置づけを説明すること。
- ・ナトリウム火災に対して、遠隔で乾燥砂を油圧シャベルでかけるとの対策を取るとのことであるが、油圧シャベルの操作を遠隔操作で行わないのであれ

ば、そのことを明確にすること。

- ・ 発災時の通報連絡体制について説明すること。
- ・ 航空機衝突の場合、被害の態様に合わせて、現場指揮所の位置、指揮内容が変化する。現場指揮所の場所、指揮内容等について、消防と共有する手順等も併せて整理し説明すること。
- ・ 航空機燃料に対する泡消火の想定（消火剤量、水源の水量、水源の水質）の妥当性について説明すること。
- ・ 空気ポンベの容量については、成人の正常時の呼吸量を基に算定しているが、発災対応時には空気消費量が増えることが考えられる。算定根拠を明確にするとともに、足りない場合の対処についても整理すること。
- ・ 大洗研究所は、研究者・見学者等が所内にいることが考えられる。発災時の外部の人への対応も検討しておくこと。

6. 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 53 条（BDDB を超える事象への対応）に係る説明資料

資料 2 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 6 条（その 3 耐降下火砕物設計）指摘回答

資料 3 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 6 条（その 4 耐竜巻設計）に係る説明資料

資料 4 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 4 条（地震による損傷の防止）に係る説明資料（第 3、4 項）

資料 5 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）設計用減衰定数と床応答スペクトルの設定

資料 6 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）「常陽」耐震設計における既設工認からの変更点